

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県青少年健全育成条例 平成十九年三月十六日条例第十九号 (立入調査等)</p> <p>第五十条 警察官(<u>少年支援官</u>を含む。)又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 興行場 二 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所 三 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所 四 広告物の広告主又は管理者の営業所 五 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場 六 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所 七 第三十一条第一項各号に掲げる営業を行う営業所 八 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店 九 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所 十 入れ墨等を施す営業を行う営業所 十一 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。</p>	<p>○群馬県青少年健全育成条例 平成十九年三月十六日条例第十九号 (立入調査等)</p> <p>第五十条 警察官(<u>少年警察補導員</u>を含む。)又は知事の指定した職員は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業時間中次に掲げる場所に立ち入って調査を行い、関係者に対して質問し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 興行場 二 図書類の販売業若しくは貸付業又はがん具類の販売業を行う営業所 三 図書類若しくはがん具類の自動販売機等又は利用カード等自動販売機等の設置場所 四 広告物の広告主又は管理者の営業所 五 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場 六 酒類又はたばこの販売業を行う営業所及び酒類又はたばこの自動販売機の設置場所 七 第三十一条第一項各号に掲げる営業を行う営業所 八 質屋若しくは古物商の営業所、飲食店又は喫茶店 九 薬品類等又は下着の販売業を行う営業所 十 入れ墨等を施す営業を行う営業所 十一 旅館業又はアパート若しくは貸間を業とする者の営業所又はその管理する事業施設</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする者は、その身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求は、必要最小限度において行うものであって、関係者の正常な業務をみだりに妨げてはならない。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 180 1088 256">4 第一項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p data-bbox="152 316 645 434">附 則 (施行期日) この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="1135 180 2087 256">4 第一項の規定による立入調査、質問又は資料の提出の要求の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p data-bbox="1151 316 1234 347">(新設)</p>